

千葉競輪場 協賛レース要綱

Guidance

2016 ver.3
千葉競輪



協賛レースって？

千葉競輪場で開催されるFⅡレースで企業や個人の冠名がつけられるレースで、商品や活動のPRや個人の思い出作りをすることができます。

	企業特典	企業ご負担	協賛レース数
内容	<ul style="list-style-type: none"> 出走表、勝者投票券、場内テレビに協賛レース名を掲載 千葉競輪WEBの掲載 番組放送内での企業等の活動、商品PR 協賛レースを収録したDVDを1枚プレゼント VIPルーム(ドリームルーム)の開催期間中のご使用(1日5名様まで) (※予約がある場合は相席となる場合もございますのでご了承ください) 	<ul style="list-style-type: none"> 優勝選手への副賞品 (A級・チャレンジA級) ファンサービス品のご提供 (クオカード・タオル・ボールペン等) <p>上記の合計で15万円相当 又は現金15万円 (内容は応相談)</p>	FⅡ3日間 全レース
	個人特典	個人ご負担	協賛レース数
	<ul style="list-style-type: none"> 出走表、勝者投票券、場内テレビに協賛レース名を掲載 千葉競輪WEBの掲載 協賛レースを収録したDVDを1枚プレゼント 	<ul style="list-style-type: none"> 勝利選手への副賞品 <p>5千円相当の副賞品 又は現金5千円</p>	1レース (※ご希望のレースに添えない場合もあります。 予めご了承ください)



申し込みから実施までのフロー

①

- ・ 申込書に必要事項をご記入ください。

②

- ・ 記載済の申込書を弊社までお送りください。

③

- ・ 記載内容の確認と審査を行います。

④

- ・ 審査完了！

⑤

- ・ 協賛レース実施！



お問い合わせはコチラ



日本写真判定株式会社 千葉事業所
千葉競輪場協賛レースお問い合わせ係



043-441-3443

受付時間10:00~17:00



<http://www.chibakeirin.com/>



実施要綱

この要綱は包括委託契約に基づき、協賛レースの運営を日本写真判定株式会社に一任するものとする。

【目的】

千葉競輪の活性化及びファンの新規開拓、売上向上を図ることを目的とし、協賛を希望する企業や個人から協賛を得て行うレースの実施に関し必要な事項を定める。

【定義】

協賛レースは企業等団体については企業名や商店等の屋号又は商品名等を節単位名に、個人については記念日等をレース名に使用したレースをいい、協賛の対象は千葉市主催の競輪とする。

- ・協賛の対象は、記念競輪を除く。
- ・個人協賛レースは、決勝レースは対象としない。
- ・レース名は通常13文字以内とする。(※13文字以上の場合にご相談下さい)

【協賛基準】

- ・協賛レースの名称は次の各号のいずれにも該当しないものとする。
- ・法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- ・法令で禁止されている商品又は無認可商品、及び不適切なサービスを提供するもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・暴力、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を肯定したもの
- ・公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
- ・社会的に不適切なもの
- ・社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- ・基本的人権を侵害するもの
- ・政治的、宗教性のあるもの
- ・社会問題についての主義主張のおそれがあるもの
- ・その他、市営競輪に協賛するものとして適当でないと思われるもの

【申込方法】

協賛企業等は企業等レース申込書に競輪開催日の1ヶ月前までに提出する。

【審査決定】

本要綱に基づき協賛タイトルレースの可否を決定する。

尚、審査は千葉市開催執務委員長及び日本写真判定株式会社及び日本競輪選手会千葉支部の協議によるものとする。

【協賛レースの通知】

- ・協賛レースの認定の可否を決定した後は申込をした協賛企業等に通知する。

【協賛企業等の特典及び負担】

- ・協賛企業等の特典及び負担は別表の通りとする。(協賛レース要綱2ページの表参照)
- ※協賛品の選定にあたっては日本写真判定株式会社と協議もしくは一任する。

【協賛品の納入】

- ・協賛の認定を受けたものは、開催5日前までに協賛品を納入しなければならない。

【協賛者の責任】

- ・協賛者は協賛品の内容に責任を負うものとする。

【協賛の取消し】

・千葉市開催執務委員長は、審査会決定後、協賛が適当でない事例が生じたときは、速やかに協賛の内容を取り消すことができる。

【協賛品の返還】

- ・納品された協賛品は、返還しない。ただし、協賛者の責めに帰することの出来ない理由により、協賛できなかったとき(開催中止等)はこの限りでない。

附 則

この要綱は平成29年1月1日から施行する。

